

# 点検技術者資格認定委員会規程

平成 26 年 6 月 10 日 首都高速道路技術センター規程第 28 号

[沿革] 平成 27 年 6 月 4 日改正 (イ)

平成 28 年 2 月 3 日改正 (ロ)

## (目的)

第 1 条 本規程は、一般財団法人首都高速道路技術センター（以下「センター」という。）に設置される、点検技術者資格認定委員会（以下「認定委員会」という。）の組織ならびに業務について必要な事項を定める。

## (業務)

第 2 条 認定委員会は、点検技術者資格認定（センター規程第 27 号による資格認定）及び都市道路構造物点検技術者資格認定（センター規程第 30 号による資格認定）の実施に関する事項を審議し決定する。(ロ)

## (構成)

第 3 条 認定委員会の委員は、原則として 15 名以内とし、学識経験者及び首都高速道路の点検業務に関して卓越した知識を有する者をもって構成する。(イ)

## (委員の選任及び委員長の選出)

第 4 条 委員は、センター理事長が選任し委嘱する。

2 委員長は、委員会委員の互選により選出する。

## (委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

## (委員長)

第 6 条 委員長は委員会の業務を統括し、認定委員会を代表する。

## (認定委員会の審議事項)

第 7 条 認定委員会は、次の事項について審議し決定する。(ロ)

- 一 資格認定に係る年間事業計画の確認
- 二 点検講習会に関する事項の確認
- 三 資格認定試験に関する事項の確認
- 四 資格認定試験合格者の認定
- 五 点検技術者資格の中間審査に関する事項の確認
- 六 点検技術者資格の中間審査合格者の認定
- 七 都市道路構造物点検技術者資格の更新認定
- 八 その他業務遂行に必要な事項

## (認定小委員会)

第 8 条 認定委員会の下に点検技術者資格認定小委員会及び都市道路構造物点検技術者資格認定小委員会（合わせて以下「認定小委員会」という。）を設置する。小委員会の委員は原則として 20 名程度とし、そのうち 1 名を小委員会の委員長として、認定委員会の審議により決定

する。(ロ)

**(点検技術者資格認定小委員会の審議事項)**

**第9条** 本小委員会は、点検技術者資格認定に関する次の事項について審議し資料を作成する。

(ロ)

- 一 資格認定に係る年間事業計画の立案
- 二 点検講習会及び資格認定試験、中間審査の計画・運営
- 三 点検講習会テキストの作成・改訂
- 四 試験問題の作成
- 五 資格認定試験の採点・合否判定
- 六 中間審査テキストの作成・改訂
- 七 中間審査の合否判定
- 八 作業部会の設置
- 九 その他認定委員会審議に必要な事項

**(都市道路構造物点検技術者資格認定小委員会の審議事項)**

**第10条** 本小委員会は、都市道路構造物点検技術者資格認定に関する次の事項について審議し資料を作成する。(ロ)

- 一 資格認定に係る年間事業計画の立案
- 二 点検講習会及び資格認定試験、更新審査の計画・運営
- 三 点検講習会テキストの作成・改訂
- 四 試験問題の作成
- 五 資格認定試験の採点・合否判定
- 六 更新認定に係る合否判定
- 七 作業部会の設置
- 八 その他認定委員会審議に必要な事項

**(作業部会)**

**第11条** 認定小委員会は、必要に応じて作業部会を設置できる。作業部会の構成及び作業内容は、認定小委員会の審議により決定する。(ロ)

**(規程の改正及び廃止)**

**第12条** 本規程の改正及び廃止は、認定委員会の審議・承認を経て、理事会の決議による。

附 則

この規程は、平成26年6月10日から施行する(平成26年6月10日理事会決議)。

附 則

この規程は、平成27年6月4日から施行する(平成27年6月4日理事会決議)。

附 則

この規程は、平成28年2月3日から施行する(平成28年2月3日理事会決議)。